

アカデミー会員規則

一般社団法人炭素会計アドバイザー協会

（背景）

第1条 近年、気候変動、生物多様性の損失などの社会課題が顕在化しており、各地教育機関では、環境リテラシーは教育課程に組み込まれ、さまざまな分野での教育カリキュラムが推進されています。改めて、（環境）人材の重要性に注目し、産学官が連携して人への投資を加速していく必要がある。

（目的）

第2条 この規則は、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会（以下「本会」という。）定款第2章第5条2項の規定における、その他会員の種類に基づき、「アカデミー会員」を設置する。教育・研究機関の特性を生かした人材育成を促進することによるカーボンニュートラル実現を目指す取り組みが、持続可能な社会の実現に寄与する機会と捉え、本会におけるその定義および会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会員の位置づけと定義）

第3条 本会の会員は、会員規則に基づく（1）正会員および（2）法人会員（含む、特別賛助会員）と、本規則に基づく（3）アカデミー会員とする。

2 アカデミー会員とは、大学、短期大学、高等専門学校本科4年以上又はこれに準ずる学校および教育・研究機関であって、本会事業の趣旨に賛同することを必要とする。

（入会金および年会費）

第4条 アカデミー会員は、本会理事会の定めにより、入会金および年会費を納めることを要しない。

（会員の手続き）

第5条 アカデミー会員になろうとするものは、別に定める申込書に必要事項を記入のうえ本会事務局に提出しなければならない。

（入会の承認）

第6条 第5条による申込みを受け、理事会の承認をもって会員となる。理事会は、会員申込み事項が、以下の項目に一つでも該当する場合は、入会を承認しない。

（1） 本会の趣旨に賛同していないと判断した場合

（2） その他、会員とすることを不適当と判断した場合

（会員の権利）

第7条 アカデミー会員は、大学、短期大学、高等専門学校本科4年以上又はこれに準ずる学校に所属する学生に対して、定款第2条（1）で定めた本会事業に参加できる権利を与えることができる。なお、その他事業によっては参加費等を課することがある。

（会員の義務）

第8条 会員は、この規程のほか、法令、定款、資格取得者倫理規程及び理事会の定めるその他の規程・規則等を順守しなければならない。

- 2 会員は、窓口責任者・担当者等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに本会へ届け出なければならない。なお、本項に基づく届出の遅滞、不備又は懈怠による会員の損害について、本会は責任を負わないものとする。
- 3 前項に違反した場合、又は、会員の責に帰すべき事由により本会において会員の所在が不明になった場合は、協会は会員に通知することなく、会員に対する協会が発行する資料等（以下「会員向け資料等」という。）の発行を停止することができるものとし、また、その後にかかる事由が解消された場合であっても、当該会員は協会に対して、協会が特に認めた場合を除き、当該停止期間中に発行された会員向け資料等の発行を要求することはできないものとする。
- 4 会員が、この規程のほか、法令、定款、会員倫理規程及びその他の規程・細則等に違反した場合には、本会は当該会員に対し、別途定める懲戒規程に基づく処分とは別に指導を行うことができるものとする。

（会員の資格喪失）

第9条 学生会員は、定款8条に定めるに従い、また、学校卒業とともに資格を喪失する。

（退会の手続き）

第10条 会員は定款第9条の規定に基づき、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員は、定款10条に定める手続きに従い、除名されることがある。

（規則外事項）

第12条 この規則に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、理事会の決議によって解決するものとする。

（改廃）

第13条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規則は、令和6年8月28日から施行する。